

<戸籍訂正許可>

1 概要

戸籍の記載が法律上許されない場合、錯誤又は遺漏がある場合及び創設的届出が無効である場合に、戸籍の訂正をするには、家庭裁判所の許可が必要です。

創設的届出とは、婚姻、養子縁組等、届出によって法律上の効果を生じる届出のことです。

2 申立人（申立てができる人）

当該戸籍の記載につき身分上又は財産上の利害関係を有する者

当該戸籍の届出人

当該戸籍に記載された本人

3 申立先

訂正すべき戸籍のある地の家庭裁判所

訂正すべき戸籍のある地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(訂正すべき戸籍のある地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

訂正すべき戸籍のある地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイト](#)の[裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・訂正すべき原因ごとに800円分	
②	連絡用の郵便切手・・・ 110円切手×10枚 10円切手×10枚 1,220円分切手×1組	
③	申立書1通・・・【申立書】・【記載例】を参照 ※2	
④	訂正すべき戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）全て ※3	
⑤	申立人が訂正すべき戸籍に記載されていない場合、申立人の利害関係を証する資料（申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）等） ※3	

- ※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。
- ※2 住所欄の電話番号は、昼間に連絡のとれる番号を記入してください（携帯電話の番号でも可）。
- ※3 戸籍謄本（全部事項証明書）は3か月以内に発行されたものを提出してください。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください。）